

試験問題

会社名：_____
役 職：_____
氏 名：_____

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

- | | | |
|----|---|---|
| 1. | 「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。 | ○ |
| 2. | 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業のことである。 | ○ |
| 3. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め、届け出なければならないが、運送の申込者との特約がある場合は、届け出ていない運賃を收受することもできる。 | × |
| 4. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。 | ○ |
| 5. | 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更にあたっては、当該運賃及び料金を実施した日から速やかに、運賃及び料金変更届出書を提出しなければならない。 | × |
| 6. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。 | ○ |
| 7. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の引受けを拒絶してはならない。 | × |
| 8. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更にあたっては、速やかに事業計画変更事後届出書を提出しなければならない。 | × |

9.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域内に存する旅客の運送を行わなければならない。	×
10.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を200両以上保有する場合に限り、安全管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。	×
11.	安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であれば、要件を備えていない者でも選任することはできる。	×
12.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任又は解任するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
13.	一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。	○
14.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。	○
15.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。	○
16.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させることができる。	×
17.	一般貸切旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受を行う場合は、国土交通大臣に届け出なければならない。	×
18.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関から負担金の納付に係る通知があった場合は、負担金を納付しなければならない。	○
19.	一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の外側には、使用者の氏名、名称又は記号のほか、「旅客自動車運送事業」を表示しなければならない。	×

20.	旅客自動車運送事業運輸規則の目的は、旅客自動車運送事業の合理的な経営を確保することにより、輸送の安全及び旅客の安定化を図ることである。	×
21.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを交付した日から1年間保存しなければならない。	×
22.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、観光ガイドとしてのサービスを希望する場合以外には、車掌を乗務させる義務はない。	×
23.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転手が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、可能な限り、交替するための運転手を配置しておかなければならない。	×
24.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、点呼を行うこととなっているが、その内容を記録した電磁的記録を3年間保存しなければならない。	○
25.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行わなくてはならない。	○
26.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備えていればよく、点呼の際に、気付かず故障したアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無について確認を行ったとしてもやむを得ない。	×
27.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、電磁的記録を2年間保存しなければならない。	×
28.	一般貸切旅客自動車運送事業者の運行管理者は、旅客を運送する行程が営業区域内にとどまる場合は、運行指示書の作成を省略することができる。	×
29.	旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。ただし、貸切バス事業にあっては観光需要のピーク・オフピークがあることから、日々雇い入れられる者であってもかまわない。	×
30.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○

31.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○
32.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。	○
33.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者の補助者を選任することができるが、届出の必要はない。	×
34.	一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、旅客の運送を申し込む者は、口頭で申し込みをすることができると規定している。	×
35.	輸送実績報告書は、毎年6月30日までに報告しなければならない。	×
36.	一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は、3時間を超えないものとしなければならない。	×
37.	「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、貸切バスの利用者に対して、安全運行の確保のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的の一つとしている。	○
38.	旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)に「輸送の安全に関する基本的な方針」は定めがない。	×
39.	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなる事案が発生した場合、当該事案のあった日から30日以内に、自動車事故報告書を提出しなければならない。	○
40.	自動車運送事業の用に供する自動車は3か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。	○